

●他市の状況

	名称、施設数	職員体制等	社会教育事業の取り組み	条例上の規定	使用の制限
佐世保市	コミュニティセンター 施設数：28	・センター長(正規職員、会計年度任用職員7H45M) ・会計年度任用職員1～2名(7H45Mフルタイム、パート) ・時間外、土日祝日の管理 管理委託(シルバー人材センター)	・社会教育関係団体の利用料は減免もしくは無料 ・社会教育目的の定期利用サークルは優先予約が可能 ・毎年3名の職員を社会教育主事講習へ派遣 ・職員全員に「社会教育推進員」の発令 ・公民館運営審議会の廃止⇒社会教育委員の会において主催講座等の社会教育に関する議論の場を確保	佐世保市コミュニティセンター条例(目的及び設置) 第1条 この条例は、地域コミュニティの活性化、社会教育及び福祉の増進に資するための活動や学びの場を提供するとともに、住民主体の自治の実現に向けた取組を進めることにより、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、佐世保市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2)専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業にセンターの名称を利用させ、その他営利事業を援助するおそれがあると認められるとき。 (3)特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するおそれがあると認められるとき。 (4)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあると認められるとき。 (5)建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (6)センター及びその敷地等の改修工事等により、安全に使用できないおそれがあると認められるとき。 (7)センターを使用しようとする者の全部又は一部が佐世保市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員と認められるとき。 (8)その使用がセンターの設置の目的に反し、不適当と認められるとき。 (9)その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。
飯塚市	地区交流センター 施設数：12 ※概ね1中学校区毎に設置 (2中学校区もあり)	・センター長(課長補佐級正規職員、再任用職員7H15M、会計年度任用職員7H15M) ・職員1～2名(正規職員、うち係長職1名配置) ・会計年度任用職員2名(7H15M、8:30～17:15シフト制) ・夜間、土日祝日の管理 シルバー人材センター11館 住込み管理人1館	・交流センターの事業として「生涯学習の推進に関する事業」を交流センター条例に明記 ・交流センター職員に生涯学習課の兼務辞令 ・生涯学習課との連携事業の取組み	飯塚市交流センター条例(設置) 第1条 市民の交流、生涯学習の推進及び地域の活性化の拠点施設として飯塚市交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。 (事業) 第3条 交流センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)市民の交流に関する事業 (2)地域活性化に関する事業 (3)まちづくりに関する事業 (4)生涯学習の推進に関する事業 (5)前各号に掲げるもののほか、交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2)施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。 (4)他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。 (5)前各号に掲げる場合のほか、交流センターの管理運営上支障があるとき。
糸島市	コミュニティセンター 施設数：15 ※小学校区ごとに設置	・センター長(会計年度任用職員) ・センター員2名(会計年度任用職員) ※一日の勤務時間 7H30M ※週29H 8:30～17:00シフト制 ・夜間の管理 管理委託(シルバー人材センター)	コミュニティセンターでは、生涯学習講座の企画・運営のみ行い、その他、生涯学習事業の推進は生涯学習課で行っている。	糸島市立コミュニティセンター条例(設置) 第1条 糸島市まちづくり基本条例第23条第1項に規定するまちづくりの拠点施設として、住民主体のまちづくりを支援し、及び生涯学習事業を推進するため、糸島市立コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。 (事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)地域住民の相互交流及び地域コミュニティ活動の場の提供及びその活動に対する必要な支援に関すること。 (2)地域内の各種団体等との連絡調整に関すること。 (3)まちづくりに関する各種情報の提供及び相談に関すること。 (4)生涯学習事業の推進に関すること。 (5)前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2)センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)その他センターの管理運営上支障があるとき。
周南市	市民センター 施設数：36 ※単独館：15 ※分館：7(うち別館1)	・センター長(正規職員、再任用職員、会計年度任用職員 週2.5日) ・主事1～2名(正規職員、会計年度任用職員 週4日) ・その他職員2～3名(地域雇用) ・夜間、土日祝日の管理 支所併設館は宿日直対応、市民センター単独館・分館は無人 ※支所機能がある館は、正規配置 ※勤務体制、時間等の詳細は、市民センターごとに異なる	・センター職員が引き続き教育業務を行うため、教育委員会の兼務辞令を行っている。教育委員会職員職名規定で「生涯学習主事」を定めて発令 ・これまでの公民館業務(主催講座、放課後子供教室といった学校・家庭・地域の連携推進、人権研修など)は、引き続き教育委員会の経費及び手続きとして実施	周南市市民センター条例(趣旨) 第1条 この条例は、地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)地域づくりの支援に関する事業 (2)生涯学習の推進に関する事業 (3)各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業 (4)前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業	(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2)センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

●他市の状況

	名称、施設数	職員体制等	社会教育事業の取り組み	条例上の規定	使用の制限
浜田市	まちづくりセンター 施設数：26	・センター長 月52H、80H、132H ・主事2～3名 月132H ※職員は全員、会計年度任用職員 ※センター長132Hに満たない場合、その差の範囲内で事務員を雇用 ※センターの実情に応じたシフト制 ※まちづくりコーディネーターを所管課に5名 配置(会計年度任用職員)	・まちづくりセンター職員、所管課の職員に対し、教育委員会の併任辞令を発令 ・派遣社会教育主事(県の制度)を所管課に配置し、各センターの事業等を支援 ・社会教育アドバイザーの継続配置(元山口大学教授) ・社会教育士の資格取得奨励(現在:社会教育士13名、社会教育主事5名) 目標値:令和7年度までに37名	浜田市協働のまちづくり推進条例(協働のまちづくりの活動拠点) 第22条 市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実を図るものとする。	・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき ・施設等を汚損等するおそれがあるとき ・暴力団等の利益になる使用するとき ・その他管理上支障があると認める使用をするとき
出雲市	コミュニティセンター 施設数:43 ※本市43地区すべてに1館ずつ設置	・センター長(正規職員) ・チーフマネージャー1名(正規職員) ・マネージャー1～5名(正規職員) 地区の世帯数により、人数の変更あり ・臨時職員1名 地区の世帯数により、6か月間の配置の場合あり ※8:30～17:15の勤務を基本とするが、会議等がある場合を考慮し、月単位の変形労働時間制を採用 ・夜間、土日祝日の勤務及び管理委託は無し。	・コミュニティセンターでは、社会教育事業である「自主企画事業」を実施 ・活動にかかる経費は、運営費とは別に、市から補助金を交付。財源の安定化を図りながら、地域のニーズや課題解決に向けての事業に取り組んでもらっている。	出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(設置) 第2条 社会教育法に定める公民館機能の一層の拡充強化を図るとともに生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動並びに青少年育成、男女共同参画、人権、福祉、環境保護活動及び自治会活動支援など地域の総合的な市民活動の拠点として、また、市政全般の情報収集・提供などの機能を有する施設として、コミュニティセンターを設置する。 (役割及び事業) 第3条 センターの果たす役割及び事業は、次に掲げるとおりとする。 (1) 行政・地域情報の収集及び提供 (2) 地域諸団体等の連絡調整及び自立支援 (3) 生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション等の学習、集会、イベント等の企画実施 (4) 子育て及び青少年健全育成の支援並びに学校教育活動への支援 (5) 健康・福祉の増進、環境浄化及び安全確保の推進 (6) 図書・情報システムの利用促進 (7) 地域住民の集会その他公共の利用に対する施設の開放 (8) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業	(1)専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業にセンターの名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2)特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 (3)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。
富士市	地区まちづくりセンター 施設数:26 ※概ね小学校区ごとに設置	・センター長 正規職員(主幹or統括主幹) ・正規職員1～2名 (主事、上席主事、主査) ・会計年度任用職員1名 (8:30～17:00) ・夜間、土日の管理 管理委託(シルバー人材センター)	・社会教育課が一元管理。直営講座は社会教育課職員が地区まちづくりセンターに出向き、実施 ・民間事業者等に委託の講座は、委託事業者のみで講座を実施 ・まちづくり課から社会教育課への人員の配置換えや業務の連携について協議調整を行い、組織を改編	富士市地区まちづくりセンター条例(趣旨) 第1条 この条例は、地域行政の拠点として、市民生活に密着した行政サービスの充実及び地域に根ざした生涯学習活動の振興を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地区まちづくりセンターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	(1)公の秩序乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき (2)集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認めるとき (3)センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき (4)営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき (5)政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき (6)センターの管理上支障があると認めるとき (7)前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき
鳥取市	地区公民館 施設数:60、分館1 コミュニティセンター 施設数:1	・館長 会計年度任用職員 週19H ・主任・主事2～3名 会計年度任用職員 週30H ※8:30～17:15シフト制 ※コミュニティセンターは指定管理 ・夜間、土日の管理 鍵を貸出	・現状の取り組みから変更なし ・中央公民館は、廃止予定	新規条例に、「生涯学習の推進」「社会教育法第22条に規定された事業その他生涯学習に関すること」を入れる予定。	現行の規定から、「社会教育法第23条の規定に違反すると認めるとき」を外す予定
佐賀市	・名称:公民館 ・施設数:中央公民館1 地区館32館 ※概ね小学校区ごとに設置	・館長(再任用職員5.45Hまたは会計年度任用職員5.45H) ・正規職員or専門職主事(7H)1名 ・会計年度任用職員1～2名(6H) ※8:30～17:15でシフト勤務 ・夜間、土日の管理 管理委託(住込み管理人orシルバー人材センター等)	・社会教育事業、講座 ・子どもたちの居場所、学生の勉強場所としての開放 ・青少年の体験学習 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・地域課題解決支援講座 ・デジタルの推進 ・学校と地域の連携拠点 ・社会教育士などのコーディネーターを増やす仕組み	佐賀市公民館条例(趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の規定に基づき、生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点としての公民館の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。	(1)社会教育法第23条の規定に抵触するおそれがあるとき。 (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3)公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。